

軽自動車税（種別割）の減免に係る身体障がい者等の範囲

（Ａ）身体障害者手帳を持つ者の範囲

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	１級から３級までの各級及び４級の１	
聴覚障害	２級及び３級	
平衡機能障害	３級	
音声機能又は言語機能障害	３級（喉頭摘出に係るものに限る。）	
上肢不自由	１級及び２級	
下肢不自由	１級から６級までの各級	
体幹不自由	１級から３級までの各級及び５級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級
	移動機能	１級から６級までの各級
心臓機能障害	１級、３級及び４級	
じん臓機能障害	１級、３級及び４級	
呼吸器機能障害	１級、３級及び４級	
ぼうこう又は直腸機能障害	１級、３級及び４級	
小腸機能障害	１級、３級及び４級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１級から３級までの各級	
肝臓機能障害	１級から４級までの各級	

（Ｂ）戦傷病者手帳を持つ者の範囲

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第４項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第４項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第４項症までの各項症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第２項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由	特別項症から第３項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第６項症までの各項症及び第１款症から第３款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第６項症までの各項症及び第１款症から第３款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第５項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第５項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第５項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第５項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第５項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第５項症までの各項症

（Ｃ）療育手帳の交付を受けている方のうち、㉠（㉠の１、㉠の２）又はＡ（Ａの１、Ａの２）に該当する障がいを有する方

（Ｄ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、１級の障がいを有する方